

# 伐採及び伐採後の造林の届出書

平成 年 月 日

伊佐市長 殿

**【届出者（森林所有者等）】**

伐採後の造林に係る権原を有する者  
住所

氏名

電話番号

印

立木を伐採する権原を有する者  
住所

氏名

電話番号

印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

なお、裏面の**遵守事項**を確認し、伐採することを誓約します。

1 森林の所在場所

伊佐市
-----

2 伐採の計画

伐採面積				ha
伐採方法	主伐（皆伐・択伐）	・	間伐	伐採率 %
伐採樹種		伐採齢	年（最低林齢： 年～最高林齢： 年）	
伐採の期間	年	月	日～	年 月 日

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積（A+B+C+D）	ha
人工造林による面積（A+B）	ha
植栽による面積（A）	ha
人工播種による面積（B）	ha
天然更新による面積（C+D）	ha
ぼう芽更新による面積（C）	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（ ）・なし
天然下種更新による面積（D）	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（ ）・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 （植栽・人工播種）	年 月 日～ 年 月 日		ha	本
天然更新 （ぼう芽更新・天然下種更新）	年 月 日～ 年 月 日		ha	/
5年後において適確な更新がなされない場合	年 月 日～ 年 月 日		ha	

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

4 備考

--

【裏面あり】

## 【裏面】

### 注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採をする者と当該伐採後の造林をする者が連名で提出すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 4 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくるまつをいう。）、その他の針葉樹及びぶな、くぬぎ、その他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 7 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 8 伐採齢欄には、伐採する森林が異例林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 9 伐採の期間が年度を超える場合においては、2の伐採の計画を年度別に記載すること。
- 10 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 11 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 12 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 13 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 14 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 15 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合の園用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 16 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

※ 届出に係る森林において過去に森林整備事業（造林補助事業）が実施されていた場合、その事業完了日から数年間は皆伐や転用等が制限されている場合があるので、該当する場合は、各地域振興局、もしくは各森林組合にて確認すること。

### 遵守事項

- ① 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採を行います。
- ② 地元自治会長及び隣接者へ伐採の内容を事前に説明して伐採を行います。
- ③ 伐採に当たっては、林地の保全、落石の防止、土砂の流失、風水害等各種災害を誘発することのないよう、十分考慮して行います。
- ④ 伐採・搬出に市道、法定外公共物（農道・林道等）を反復して利用する場合は、道路使用届を提出し、万が一破損した場合は、原形復旧を行います。
- ⑤ 伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても届出者、伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行います。

遵守事項を確認しました。

伐採後の造林に係る権原を有する者

（確認後してください。）

立木を伐採する権原を有する者

伐採事業者

### 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告制度

平成29年4月1日以降に提出された届出については、伐採後の森林の状況の報告が義務づけられています。

- ① 人工造林の場合、植栽完了の日から30日以内に報告書を提出します。
- ② 天然更新の場合、天然更新完了の日から30日以内に報告書を提出します。
- ③ 林地転用の場合、その用途に供した日から30日以内に報告書を提出します。

報告制度について確認しました。

伐採後の造林に係る権原を有する者

（確認後してください。）